

畑作物加工・流通対策支援事業
(分みつ糖工場生産性向上支援事業)

第1 事業の内容

1 分みつ糖工場の省力化・効率化支援

本事業は、立地条件から労働力確保が難しい離島等において、さとうきびの収穫時期に作業が集中することにより、長時間労働が常態化している分みつ糖工場の労働効率を向上させ安定的な操業体制の確立を図るため、次に掲げる取組を実施するために必要な経費を助成するものとする。

(1) 検討会の開催

分みつ糖工場の労働効率の向上を実効性のあるものにするための課題の抽出、課題の解決指針の策定、持続可能な将来像の検討、事業報告書の作成等を行うため、製糖業関係者に加え、学識経験者等をはじめとする外部有識者、生産者及び地方自治体関係者により構成される検討会を開催する。

(2) 先進企業・産地等現地調査の実施

分みつ糖製造業や類似産業における労働効率の向上に向けた先進的な取組に加え、企業と産地の協力体制及び他産地や他産業における先進的な省力化の取組等に関する情報を収集するため調査を実施する。

(3) 労働効率向上計画の作成とその試行

労働生産性の向上に向けて課題を抱える工場を対象に、専門家やコンサルタントを派遣し、工場の人員配置や設備等の操業体制、職員の技能向上及び産地との協力のあり方、離島間の糖業の連携等労働生産性の向上に必要な検討・検証を行い、それに基づき労働効率向上計画（以下「向上計画」という。）を作成の上、当該向上計画をモデル的取組として試行する。

向上計画においては、事業実施年度の翌々年度を目標とし、時間外労働削減及び労働生産性向上に関する年度ごとの目標（例：分みつ糖工場の1人当たり時間外労働を削減等）を設定し、今後の操業体制に向けた年度ごとの実施計画を作成する。

(主な向上計画の内容例)

- ・ 労働生産性の向上に関する目標の達成に必要な人員数の正確な把握及び具体的な対応策の立案
- ・ 天候の影響を最大限抑えつつ長時間労働を是正できる原料輸送体制の確立
- ・ 製糖時期を延長した操業体制
- ・ 省力化できる工程の改修計画 等

(4) 人材募集の実施

地方自治体等との連携を図りつつ、人材募集イベントの実施・参加、他産地や他産業と協力した人材確保に向けた調整、外国人・女性等の円滑な採用に向けた対応などの更なる人材確保及び多能工の育成などの人材育成に向けた取組を行う。

(5) マニュアルの作成等

本事業を実施する上で蓄積された知見等を関係者間で共有・普及するため、分みつ糖工場の労働効率・生産性向上に関するマニュアルを作成し、関係者に配布する。

2 原料糖輸送の効率化支援

本事業は、原料糖の複数工場、離島間での相積み出荷による輸送回数の削減など効率的な物流に向けた関係者による調査、検証を行い、効率的な輸送システムを構築するための取組を支援する。

(1) 検討会の開催

原料糖の複数工場、離島間での相積方法、受入調整、各島での日程調整等効率的な輸送システムを構築するため、原料糖工場や精製糖工場に加え、農業者の組織する団体、学識経験者、生産者及び地方自治体関係者により構成される検討会を開催する。

(2) 現地調査の実施

原料糖工場間の連携、原料糖工場と精製糖工場との連携、大型輸送船による受入体制など、効率的な物流体制構築のために必要な調査を実施する。

(3) 原料輸送効率化計画の作成とその試行

専門家やコンサルタントを派遣し、原料糖工場間の協力のあり方、離島間の糖業の連携、複数工場・離島間での相積み出荷によるコスト削減効果等効率的な輸送システム構築に必要な検討・検証を行い、それに基づき原料糖輸送効率化計画（以下「輸送効率化計画」という。）を作成の上、当該計画をモデル的取組として試行する。

輸送効率化計画においては、事業実施年度の翌々年度を目標とした海上輸送コストを削減させる目標を設定する。

（主な輸送効率化計画の内容例）

- ・ 原料糖の離島間での共同配送による輸送回数の削減、海上輸送コストの削減など効率的な原料輸送体制の確立。

(4) マニュアルの作成等

本事業を実施する上で蓄積された知見等を関係者間で共有・普及するため、原料糖輸送における効率的な物流体制の構築に関するマニュアルを作成し、関係者に配布する。

第2 事業実施主体

1 本事業における事業実施主体は以下に掲げるものとする。

- (1) 分みつ糖製造事業者
- (2) 協議会（さとうきびの生産振興の関係者等により組織される団体をいう。）
- (3) 分みつ糖製造事業者の組織する団体

2 事業実施主体は次に定める基準を満たすものとする。

- (1) 事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。
- (2) 1の(1)の者については、製糖企業のほか農業協同組合、地方公共団体等のさとうきびの生産振興に係る関係者により組織される団体であること。
- (3) 1の(2)の者については、さとうきびの製糖業を振興する団体であること。

第3 事業の実施要件

1 成果目標

成果目標は、以下のとおりとする。

- (1) 事業の内容の第1の1の事業の成果目標は、次に掲げる目標から1つ以上設定することとする。

ア 分みつ糖工場の労働生産性の2%以上の向上

イ 分みつ糖工場の製糖期間中の1人当たり時間外労働時間の5%以上の削減

- (2) 事業の内容の第1の2の事業の成果目標は、原料糖の輸送コストを5%以上削減し、効率的な輸送体系を構築することとする。

2 目標年度

目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

3 事業の対象地域

事業実施地区は、さとうきびに係る指定地域の区域内とする。

4 事業実施計画の採択要件

採択要件は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 取組の内容が、事業の目的に合致したものであること。
- (2) 取組の内容が、1の成果目標の達成に直結するものであること。
- (3) 事業が実施されることが確実と見込まれること。
- (4) 第1の1の事業にあっては、取組の内容が、分みつ糖工場の労働効率の向上や安定的な人材の確保に寄与すると認められること。
- (5) 事業実施主体の構成員がみどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画、基盤確立事業実施計画等の認定を受けている場合又は認定を受けることが見込まれる場合は、採択に当たって適切な配慮をするものとする。

第4 事務手続

1 募集方法等

- (1) 農産局長は、本事業の事業実施主体を選定するための公募を行おうとする場合は、あらかじめ、当該公募に係る要領及び審査基準等を委員会に諮るものとする。
- (2) 地方農政局等は、当該公募の実施により、応募者から提出のあった事業実施計画について、事業公募要領に基づき、内容等を審査した上で、農産局に提出するものとする。

なお、応募者は、事業実施計画の提出を行う場合、あらかじめ、応募者の主たる受益地区が所在する県又は市町村と調整を図るものとする。

- (3) 農産局長は、(2)により地方農政局等から提出された事業実施計画について、取組の内容及び成果目標が妥当であるか等について、委員会に意見を求め、採択優先順位の高い順に、予算の範囲内で補助金を交付することが妥当と認められる者を選定し、その審査結果を関係する地方農政局長等に通知するものとする。

なお、委員会による指摘等がある場合は、応募者に指示し、指摘等を反映した事業実施計画を提出させることができることとするが、この場合にあっては、採択優先順位の変更は行わないものとする。

- (4) 地方農政局長等は、(3)による委員会の審査結果について、応募者に対して通知するものとする。

2 事業実施計画の作成及び提出

- (1) 1により、地方農政局長等より補助金を交付することが妥当と認められた事業実施主体は、別記様式第1号により事業実施計画を作成し、当該事業実施主体の主たる事業実施地区が所在する区域を管轄する地方農政局長等に交付等要綱第7第1項に定める交付申請書と併せて提出するものとする。
- (2) 実施要領第5の2の(2)において定めるチェックシートについては、別記様式第10号-4を用いるものとする。

なお、事業実施主体が砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第21条第3号の規定に基づく国内産糖交付金の交付を受ける者であり、当該交付金の交付申請手続きにおいて、環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートを既に提出している場合は、その報告をもって環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートの提出に代えることができるものとする。

第5 助成等

- 1 補助対象経費は、事業実施主体が本事業の実施に直接要する経費として実施要領別表2に掲げるものであって本事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。また、その経理に当たっては、実施要領別表2の費目ごとに整理するとともに、ほかの事業等の会計と区分して経理を行うものとする。

なお、資材・機材の共同購入については、購入伝票の確認をもって事業を実施したものとし、みなすものとする。

- 2 補助対象経費の積算等については、「補助事業等の厳正かつ効率的な実施について及び過大精算等の不当事態の防止について」によるものとする。
- 3 事業実施主体は、資材・機材の使用を確認できる資料等を保管するものとし、地方農政局長等は、必要に応じて、事業実施主体に当該資料を求めることができるものとする。
- 4 次に掲げる取組に要する経費は、補助対象外とする。

- (1) ほかの助成により実施中又は実施予定となっている取組
- (2) 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第19条第1項の規定に基づく甘味資源作物交付金への上乗せ等収入の単なる補てんに当たる取組
- (3) 不動産、船舶、飛行機又は1件当たりの取得価格が50万円以上の機械若しくは器具等財産を取得する取組

5 補助金の返還

地方農政局長等は、事業実施主体について、次に掲げる場合のいずれかに該当し、これに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められる場合は、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は既に交付された補助金の一部若しくは全部について返還を求めることができるものとする。

- (1) 本事業による取組が事業実施計画に従って適切かつ効率的に実施されていないと判断される場合

- (2) 事業実施主体が事業を中止した場合
- (3) 地方農政局長等に提出した事業実施計画書等の書類に虚偽の記載をした場合
- (4) 実施要領第8の1に定める事業評価等の報告を怠った場合

第6 事業実施結果の評価

1 事業評価の実施

実施要領第8の1に定める事業実施結果の評価においては、第3の1の(1)の成果目標を設定している場合、以下の算定式により、価格補正を行った上で、評価を行うものとする。ただし、あらかじめ価格を固定した契約取引など、市場の需給といった外的要因等による価格変動が生じない場合又は価格変動の主たる要因が当該産地によることが明らかな場合は、価格補正を行わないものとする。

$$\text{労働生産性} = (\text{目標年度の実績の販売単価} \times \text{補正係数} \times \text{目標年度の実績の数量}) \div \text{労働時間}$$

$$\text{補正係数} = \text{地域（県又は国を含む）の事業実施前年度の販売単価} \div \text{地域（県又は国を含む）の目標年度の販売単価}$$